

平成 21 年度

# 名古屋市福祉人材確保支援助成事業

☆申請受付期間を延長しました！

助成限度額に到達するまでは、何度でも申請が可能です！

☆対象事業の例を掲載しています（2~3 ページ）ので参考にしてください。

☆申請書類についても、一部簡略化しました。

## 1 趣 旨

事業所が行う人材確保・職員定着に資する事業の経費を一部助成することにより、各事業所の主体的な取組の促進を図るもので

## 2 対象事業所

○市内介護サービス事業所

〔対象とならない事業所〕

- ・福祉用具貸与、福祉用具販売事業所、「保険医療機関等のみなし指定」により指定を受けた訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所
- ・法人の役員のみによりサービスが提供されている事業所

○市内障害福祉サービス事業所（居宅介護（重度訪問介護、行動援護を含む）のみ）

〔対象とならない事業所〕

- ・法人の役員のみによりサービスが提供されている事業所

## 3 交 付 申 請 受 付 期 間

平成 22 年 1 月 29 日（金）まで

※限度額（「4 助成金額」を参照してください）に達するまでは、何度でも申請できます。

※対象となる事業を実施する前に申請をしてください。

※申請書類については、NAGOYA かいごネット

（<http://www.kaigo-wel.city.naoya.jp>）からダウンロードしてください。

## 4 助成金額

対象経費について事業所が支出する金額の1/2

(事業所の規模に応じて助成限度額があります)

従業者数(常勤換算)	助成限度額
10名未満	50,000円
10名以上30名未満	100,000円
30名以上	150,000円

※「従業者」には、法人役員は含みません。また、介護関係業務に従事する者(介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、理学療法士や作業療法士など)とします。

## 5 助成対象事業及び助成対象経費

(注意)

・「従業者」には、法人役員は含みません。また、介護関係業務に従事する者とします。

※具体的には、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、理学療法士や作業療法士などを指します。

・平成22年2月末を日途に完了することが可能な事業に限ります。

・国、地方公共団体等より補助金、助成金等の支給を受けている事業については対象外とします。

### ■事業所外研修への従業者の派遣

研修機関(名古屋市や愛知県などを含む)が実施する研修へ従業者を派遣する場合に事業所が負担した費用とします。費用の一部を従業者自身が負担する場合は、その額を除いた金額が対象となります。

<対象となる研修の例>

- 社会福祉施設職員研修
- ユニットケア研修、ユニットリーダー研修 など

<対象経費>

- 研修受講料
- 教材費: 研修の受講に当たって、必ず必要となるものに限ります
- 派遣旅費: 研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします

### ■事業所内研修の開催

事業所外部より講師を招くなど、事業所において研修を開催する際に事業所が負担した費用とします。研修内容については、介護サービスの質の向上を目的とするものとし、講師については、介護又は医療分野について知見を有すると判断される者などとする。なお、同一法人内又は系列法人内において複数の事業所が共同で開催をする場合にも対象となる場合がありますので、お問合せください。

<対象経費>

- 講師謝礼

- 講師の交通費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします
- 資料代：研修に必要となる資料の作成、図書購入等に要した費用
- 会場借り上げ代：事業所外にて研修会場を借り上げて実施した場合に要した費用

### ■従業者の資格取得支援

従業者が資格取得をするに当たって、事業所が負担した費用とします。費用の一部を従業者自身が負担する場合は、その額を除いた金額が対象となります。資格については、その資格を取得することによりサービスの質の向上に資すると判断されるものを対象とします。

#### <対象となる資格の例>

- 介護福祉士
- 訪問介護員1級・2級
- 介護職員基礎研修
- 介護支援専門員
- 行動援護従業者養成研修
- 視覚障害者移動介護従業者養成研修 など

#### <対象経費>

- 資格試験受験料、養成講座・研修の受講料
- 試験会場、研修会場までの交通費：会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とします

### ■従業者の福利厚生に関するもの

従業者の健康確保等に対し、事業所が負担した費用とします。労働安全衛生法の規定により事業所が行うことが義務付けられているもの、健康保険の給付対象となるものについては、対象外となります。

#### <対象経費>

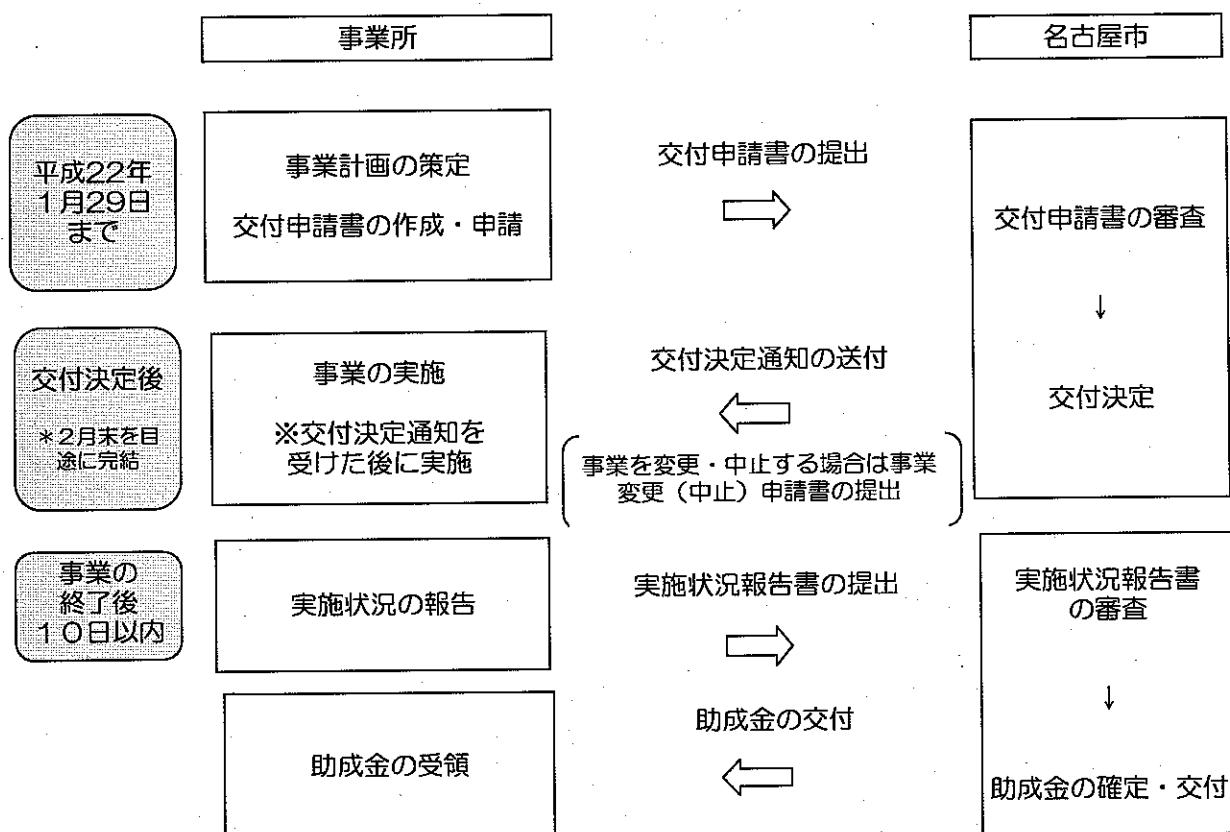
- 腰痛防止のための取り組み
  - ・腰痛に関する健康診断に係る経費
  - ・腰痛を予防するための器具の購入に係る費用
    - 例) 腰痛ベルト、膝・肘等のソーター、ストレッチ体操のビデオ、健康維持の為の器具など
  - ・介護負担を軽減することにより腰痛予防に効果があると考えられる器具の購入に係る経費
    - 例) ストレッチボード、体位変換器など
- ※ただし、利用者の処遇上必要となるもの（福祉用具貸与として対応すべきもの）について  
は、対象外となります

#### ○健康確保に係る取り組み

- 例) 非常勤職員の健康診断に係る経費（事業所が行うことを義務付けられている従業者を除く）
  - インフルエンザの予防接種に係る経費
  - 職員休憩室等の空気清浄機、加湿器などの購入に係る経費 など
- メンタルヘルスに関する体制に係る経費
- 職員宿舎の借り上げに係る経費（既に実施している場合の家賃も対象となります）

※上記にあてはまらない事業についても、適当と認められる場合がありますので、お問合せください。

## 6 事業の流れ



\*助成限度額（「4 助成金額」）に達するまでは、何度でも申請ができます。

この場合は、申請のあった都度、交付決定通知を送付します。

## 7 申請書提出先・問合せ先

サービス種別	申請書提出先・問合せ先
訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援・介護予防支援	健康福祉局介護保険課 電話：972-2591
地域密着型サービス・介護老人福祉施設・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護	健康福祉局介護指導課 電話：972-2539
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護	健康福祉局保健医療課 電話：972-2623
居宅介護（重度訪問介護・行動援護を含む） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2578